

令和6年11月14日  
文部科学省研究振興局  
ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保  
に関する法律に基づく第一種使用規程の承認申請案件に関する  
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について（令和6年  
度第1回）

「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用規程の承認申請案件」について、令和6年9月6日から令和6年10月5日までの期間、電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム・電子メール・郵便を通じて、広く国民の皆様から意見募集を行ったところ、合計21件の御意見（うち本件に関わらない御意見が5件）がありました。

主な意見の概要及び当該意見に対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、取りまとめの都合上、適宜内容を集約しました。

| 分野               | 主な意見                                                                                  | 回答                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | (別紙)<br>件数 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1. 生物多様性への影響について | 遺伝子組換えイネの花粉が風によって運ばれ、在来種等と交雑してしまうおそれがあり、周辺の生態系への悪影響が想定されるため、本遺伝子組換えイネの第一種使用等の承認に反対する。 | 本申請は、遺伝子組換えイネを、定められた第一種使用規程に従い、限定された場所・期間において研究利用することについて、遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領(平成15年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第2号。以下「実施要領」という。)に基づき、競合における優位性、有害物質の産生性、交雑性等の評価の項目に関して科学的データや学識経験者からの意見を踏まえて検討したものであり、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断したものです。                                                  | 6          |
| 2. 申請書の表記について    | 生物多様性影響評価書において、ビスピリバックがスルホニルウレア系除草剤と記載されているが、本除草剤はピリミジニルサリチル酸系除草剤であるため、訂正すべき。         | ご指摘のとおり、記載を訂正します。                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 1          |
| 3. その他           | 遺伝子組換えイネ及びその栽培に反対する。                                                                  | 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)は、遺伝子組換え生物等の適正な使用により生物多様性の確保を図ることを目的としています。同法では、第一種使用等をする場合に生物多様性影響が生ずる恐れがないと認めるときには、主務大臣は当該第一種使用規程の承認をしなければならないと定められています。本申請は、遺伝子組換えイネを、定められた第一種使用規程に従い、限定された場所・期間における研究利用するものであり、同法に基づき、学識経験者の意見を聴くとともに、実施要領に基づいて検討した結果、生物多様性影響が生ずるおそれがないものと総合的に判断したものです。 | 9          |

○ 同じ団体又は個人からの同意見につきましては、1件として取り扱います。

○ 今回の意見募集の対象としていた事項ではないものについては、個別の回答はいたしません。